

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和4年度 一部改正 内容一覧

| No. | 項目 | 改正内容 | 改正後 | 改正前 | 条文 | 施行日 | |
|-----|--------------------------------|---|---|---|----------------------------|----------|----------|
| (1) | 出産育児一時金の改正 | 出産育児一時金の額 | 50万円 | 42万円 | 第10条 | 令和5年4月1日 | |
| (2) | 国民健康保険料 (基礎分)の料率等 | 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率 | 100分の7.17 | 100分の7.16 | 第15条の4 | 令和5年4月1日 | |
| | | 被保険者均等割の1人当りの金額(年額) | 45,000円 | 42,100円 | | | |
| | | 被保険者均等割額から減額する額 | 7割 | 31,500円 | 29,470円 | | 第19条の2 |
| | | | 5割 | 22,500円 | 21,050円 | | |
| 2割 | 9,000円 | 8,420円 | | | | | |
| (3) | 国民健康保険料 (後期高齢者支援金分) の料率等 | 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率 | 100分の2.42 | 100分の2.28 | 第15条の12 | 令和5年4月1日 | |
| | | 被保険者均等割の1人当りの金額(年額) | 15,100円 | 13,200円 | | | |
| | | 賦課限度額 | 220,000円 | 200,000円 | 第15条の16 | | |
| | | 被保険者均等割額から減額する額 | 7割 | 10,570円 | 9,240円 | | 第19条の2 |
| | | | 5割 | 7,550円 | 6,600円 | | |
| | | | 2割 | 3,020円 | 2,640円 | | |
| (4) | 国民健康保険料 (介護分)の料率等 | 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率 | 100分の2.20 | 100分の2.29 | 第16条の4 | 令和5年4月1日 | |
| | | 被保険者均等割の1人当りの金額(年額) | 16,200円 | 16,600円 | | | |
| | | 被保険者均等割額から減額する額 | 7割 | 11,340円 | 11,620円 | | 第19条の2 |
| | | | 5割 | 8,100円 | 8,300円 | | |
| 2割 | 3,240円 | 3,320円 | | | | | |
| (5) | 納付義務者に対して課する保険料の額 | 後期高齢者医療支援金賦課額から各号イに定める額を減額して得た額の賦課限度額 | 220,000円 | 200,000円 | 第19条の2 | 令和5年4月1日 | |
| | | 被保険者均等割額から5割減額する場合の所得基準額 | 基礎控除額(43万円)+(給与所得者等の数-1)×10万円+29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) | 基礎控除額(43万円)+(給与所得者等の数-1)×10万円+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) | | | |
| | | 被保険者均等割額から2割減額する場合の所得基準額 | 基礎控除額(43万円)+(給与所得者等の数-1)×10万円+53.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) | 基礎控除額(43万円)+(給与所得者等の数-1)×10万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) | | | |
| (6) | 未就学児の均等割額から減額する額の改定 | 納付日義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である未就学児がいる場合の未就学児1人につき追加して減額する均等割額 | 7割 | 9,015円 | 8,295円 | 第19条の4 | 令和5年4月1日 |
| | | | | 基礎分6,750円+後期高齢者支援金分2,265円 | 基礎分6,315円+後期高齢者支援金分1,980円 | | |
| | | | 5割 | 15,025円 | 13,825円 | | |
| | | | | 基礎分11,250円+後期高齢者支援金分3,775円 | 基礎分10,525円+後期高齢者支援金分3,300円 | | |
| | | | 2割 | 24,040円 | 22,120円 | | |
| | | | | 基礎分18,000円+後期高齢者支援金分6,040円 | 基礎分16,840円+後期高齢者支援金分5,280円 | | |
| 非該当 | 30,050円 | 27,650円 | | | | | |
| | 基礎分22,500円+後期高齢者支援金分7,550円 | 基礎分21,050円+後期高齢者支援金分6,600円 | | | | | |
| (7) | 特例対象被保険者等に係る届出の改正 | 雇用保険法施行規則の改正に伴い、特例対象被保険者等に係る届出に当たり提示を求められた場合において提示しなければならない書類の規定を追加する | 雇用保険受給資格者証又は同規則第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。 | 雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。 | 第24条の4 | 公布の日 | |

<<新旧対照表>>

大田区国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）新旧対照表（案）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| ○大田区国民健康保険条例 | ○大田区国民健康保険条例 |
| 昭和34年11月20日 条例第15号 | 昭和34年11月20日 条例第15号 |
| 第1条から第9条まで（略） （出産育児一時金） | 第1条から第9条まで（略） （出産育児一時金） |
| 第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>50万円</u> を支給する。 | 第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>42万円</u> を支給する。 |
| 2（略） | 2（略） |
| 第11条から第15条の3まで（略） （一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） | 第11条から第15条の3まで（略） （一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） |
| 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 | 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 |
| （1） 所得割 <u>100分の7.17</u> （一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数） | （1） 所得割 <u>100分の7.16</u> （一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数） |
| （2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万5,000円</u> （一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） | （2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万2,100円</u> （一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） |
| 第15条の5から第15条の11まで（略） （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） | 第15条の5から第15条の11まで（略） （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） |
| 第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 | 第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(1) 所得割 <u>100分の2.42</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万5,100円</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> | <p>(1) 所得割 <u>100分の2.28</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万3,200円</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> |
| <p>第15条の13から第15条の15まで(略) (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> | <p>第15条の13から第15条の15まで(略) (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> |
| <p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。)は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p> | <p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。)は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> |
| <p>第16条から第16条の3まで(略) (介護納付金賦課額の保険料率)</p> | <p>第16条から第16条の3まで(略) (介護納付金賦課額の保険料率)</p> |
| <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.20</u> (介護納付金賦課総額の100分の58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人に</p> | <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.29</u> (介護納付金賦課総額の100分の58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人に</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>つき <u>1万6,200円</u>（介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p> | <p>つき <u>1万6,600円</u>（介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p> |
| <p>第16条の5から第19条まで（略）</p> | <p>第16条の5から第19条まで（略）</p> |
| <p>（低所得者の保険料の減額）</p> | <p>（低所得者の保険料の減額）</p> |
| <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> | <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> |
| <p>（1）（略）</p> | <p>（1）（略）</p> |
| <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3万1,500円</u></p> | <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万9,470円</u></p> |
| <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万570円</u></p> | <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>9,240円</u></p> |
| <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,340円</u></p> | <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,620円</u></p> |
| <p>（2）前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>29万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生し</p> | <p>（2）前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>28万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>た日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> | <p>発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> |
| <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万2,500円</u></p> | <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万1,050円</u></p> |
| <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>7,550円</u></p> | <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>6,600円</u></p> |
| <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,100円</u></p> | <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,300円</u></p> |
| <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に <u>53万5,000円</u> に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> | <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に <u>52万円</u> に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> |
| <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>9,000円</u></p> | <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,420円</u></p> |
| <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,020円</u></p> | <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2,640円</u></p> |
| <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,240円</u></p> | <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,320円</u></p> |
| <p>第19条の3 (略) (未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> | <p>第19条の3 (略) (未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,750円</u></p> <p>イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万1,250円</u></p> <p>ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万8,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万2,500円</u></p> <p>(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,265円</u></p> <p>イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,775円</u></p> <p>ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,040円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,550円</u></p> | <p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,315円</u></p> <p>イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万525円</u></p> <p>ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万6,840円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万1,050円</u></p> <p>(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,980円</u></p> <p>イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,300円</u></p> <p>ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>5,280円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,600円</u></p> |
| <p>第20条から第24条の3まで（略）</p> | <p>第20条から第24条の3まで（略）</p> |
| <p>（特例対象被保険者等に係る届出）</p> | <p>（特例対象被保険者等に係る届出）</p> |
| <p>第24条の4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。</p> | <p>第24条の4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。</p> |
| <p>(1) 氏名、住所及び個人番号</p> <p>(2) 特例対象被保険者等の氏名及び個</p> | <p>(1) 氏名、住所及び個人番号</p> <p>(2) 特例対象被保険者等の氏名及び個</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>人番号</p> <p>(3) 離職年月日</p> <p>(4) 離職理由</p> <p>(5) 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証 <u>又は同規則第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知</u>の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>第25条から第29条まで（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第24条の4第2項の改正規定は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の大田区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産について適用し、同日前までの出産については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 新条例第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p> | <p>人番号</p> <p>(3) 離職年月日</p> <p>(4) 離職理由</p> <p>(5) 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>第25条から第29条まで（略）</p> |